

医事・文談 九百六十六 平岸 三八

《正岡子規(36)の続き》その254  
子規周辺の人びと(四)

子規の父が40歳で亡くなった明治5年(一八七二)、子規は6歳で、妻即ち子規の母は、この時28歳の若さであった。その若さで子規と3歳の妹、律を養育することとなるのである。

父の常尚は、この年1月24日、隠居して、子規が家督を相続している。なぜまだ壮年なのに隠居したか分らないが、毎日の大酒で、既に健康を大いに損じていて、余生の長くないのを察しての隠居だったかもしれない。

しかしこの時は、まだ外祖父の大原観山が存生中のことであるから、その意見によったものかもしれない。八重の弟、大原恒徳も正岡家の後見人としたことも観山の意見かとも思われる。

子規の主治医であった宮本 伸の書いた「子規と病氣」に、妹律が、女中の役、細君の役、看護婦の役、秘書の役を朝から晩まで、多数の来客のあるなかでの切りまわしは実に見上げたもので、同時に母堂も子規の面倒をよく見たことは、多くの患者に出入りしたが、子規の家の如きはさうさう見当るものではないと、十分に表彰されているのだと言っている。

事実それに相違ないので、28歳の若さで寡婦となり、子規をこの世から送ったときは58歳であった。この間、幼児の子規ら二児の養育、教育、上京してからの子規の看護など30年にわたる心労は、いかばかりであったであろう。

しかし、なかなか気丈なしっかりした女性であった。自家の失火で全焼し、嫁入道具をすべて失ったときも、残念そうな顔ひとつしなかつたという(律の「家庭より観たる子規」)。

焼失後、新築の家に、子規のために三畳間の勉強部屋を中学入学前後に建てたのも、八重であった、なかなかの教育熱心であった。

松山藩では、明治8年、士族の家禄奉還が行われた。正岡家には千二百円の金禄公債が支給され

た。これがその後の正岡一家の生活費であり、子規の学費であった。これが主要な財産であった、正岡家の後見人の大原恒徳(母八重の弟で、国立82銀行員であった)が管理していた。母は裁縫を教えたりして、家計の足しにしていた。そのことについて、上京後の子規は、恒徳にそんな内職はやめるように言ってくれと書き送っている(明治19年10月25日)。さびしいからとか、財政上からなどの理由はあろうが、「月謝がひとり」半年五十銭くらいにてはあはぬ商売かと」思うと書いてる。

母子家庭のこれからの長い人生を考えれば、少しでも収入を得たいというのが、母の本心であったであろう。

余談だが、一家上京してからも、律は隣家の陸家の縫い物をして、半季に5円の手当を貰っていた。律にとつては貴重な小遣であったであろう。子規が息絶えたとき、苦悩したままの寝姿で、脚部の方は半分蒲団からはみ出したような姿勢であった。それに病間の中央を占めていた。それでその場に居合せた八重と律と碧梧桐が「どちらかへ片付けましょうか」とのことになったが「さようなら、このままじゃ」とのおばさんの一言で、おばさんは頭の方、律は裾の方と、斜かきになった身体を真直に直さねばと枕元へにじり寄つたとき、おばさんはさ思いきつたという表情で、左り向きにぐったりしている肩を起しにかかつて、「サア、も一遍痛いというてお見」とかなり強い調子で言った。おばさんの眼からは涙がポタポタ落ちた。律も臉をしばたいて伏目になった。

「サア、そちらも早ヨおしんか」とおばさんにはげまされて、どうやら真直に蒲団に寝た形になり、少し北寄り、ずっと東の襖の方へ、蒲団ともずらした。

この気丈の「おばさん」とは、母の八重のこと、子規の死の直後のことを写した、座にあった碧梧桐の『子規の回想』にある「死後」という文章によつた。八重からはその際「どうも長い間お骨折でしたが」の挨拶もその口から出なかつた。

お知らせ

北海道医報ファイルの送付について

北海道医師会広報部では、北海道医報を整理・保存するためのファイルを作成しております。ご希望の向きは下記までご連絡下さい。無償にてお送りいたします。

記

申込先：北海道医師会事業第二課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目  
TEL(011)231-1725 FAX(011)252-3233